

写

新温泉町行財政改革大綱

平成18年 月 日
新温泉町

はじめに

新温泉町は、旧浜坂町と旧温泉町が将来のまちづくりを展望して平成17年10月1日に発足しました。「合併は最大の行財政改革である。」と位置付け、合併で実現したスケールメリット¹を最大限に活かした行政運営の基盤を固めました。

旧町においても、その時代の趨勢にあった大綱をつくり、その大綱に沿った行財政改革を進め、住民本位の行政運営の推進に努めてきました。しかしながら、長引く景気の低迷、国と地方財政の三位一体改革²、多様化・高度化する住民ニーズ等の影響もあり、財政状況は厳しさを増す一方です。

本町は、この合併で築いた基盤のメリットを最大限引き出せるよう活動することを次なる行財政改革と認識し、将来にわたる強固な財政基盤と住民満足度の高い行政体制が確立できるよう、行財政改革大綱を策定する必要があります。

平成18年度から4年間を改革の集中的な実施期間と捉え、住民の参画を得ながら行財政改革を実現することが重要です。そこで、平成17年3月に国から示された「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、新温泉町行財政改革大綱を策定し、改革の着実な推進を図ります。

目 次

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 第 1 | 本町を取り巻く状況 | 1 |
| 1 | 本町の現状 | |
| 2 | 国からの指針 | |
| 3 | 行財政改革大綱の必要性 | |
| 第 2 | 行財政改革大綱策定の方針 | 2 |
| 1 | 大綱の趣旨 | |
| 2 | 策定の期間 | |
| 第 3 | 本町の改革課題 | 3 |
| 1 | 住民と行政のパートナーシップ | |
| 2 | 健全な財政基盤の確立 | |
| 3 | 合併に伴う課題の解決 | |
| 4 | 組織・機構の整備と人事管理の適正化 | |
| 5 | 行政サービスの向上と新時代の行政の推進 | |
| 第 4 | 改革推進事項 | 5 |
| | 【5つの基本目標・柱と重点項目体系図】 | 5 |
| | 【5つの基本目標・柱と重点項目 内容】 | 6 |
| 1 | 住民と行政のパートナーシップの構築 | 6 |
| 2 | 健全な財政基盤の確立 | 6 |
| 3 | 事務・事業の再編・整理 | 7 |
| 4 | 組織・機構の整備と人事管理の適正化 | 8 |
| 5 | 行政サービスの向上と新時代の行政の推進 | 9 |
| 第 5 | 推進体制と進行管理 | 11 |
| 第 6 | 資料編 | 12 |
| 1 | 用語解説 | 12 |

第1 本町を取り巻く状況

1 本町の現状

わが国においては、急激な少子高齢化の進行や長引く景気の低迷などにより、国と地方の財政は危機的状況が続いていることから、平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行以来、中央集権的な行政システムの見直しが加速度的に進められています。地方公共団体に対しては、自己決定と自己責任に立脚した自立型の組織への速やかな転換が強く求められ、本町を取り巻く社会経済情勢は大幅に変化しています。

本町における財政状況は、歳入面では、自主財源の根幹をなす町税収入は横ばいで増収が見込めず、三位一体の改革による総額抑制などの影響により、地方交付税及び国庫補助負担金は大きく減少しており、平成19年度以降は、税源移譲の本格化や国勢調査による人口減に伴いさらに減少する見通しです。また歳出面では、人件費は減少しているものの公債費及び扶助費を合わせた義務的経費は当分の間、高い水準で推移し、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加、合併協議に基づく施策への対応など、財政需要の増加が見込まれます。そのため、大幅に減少した財政調整基金など財政対策基金は、数年間は積み立てが困難となる見込みです。

このように、本町財政状況は極めて厳しい状況が続くものと予測されます。

2 国からの指針

国は、平成16年12月24日に「今後の行政改革の方針」を閣議決定し、それを踏まえて平成17年3月に総務省から「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」が示されました。各地方公共団体において、より積極的な行政改革の推進に努めるよう助言したものです。

さらに、平成17年12月24日に「行政改革の重要方針」が閣議決定され、同年12月26日には、総務省自治行政局公務員部長から「行政改革の重要方針における総人件費改革の実施計画について」の通知がありました。その中で、地方公務員については5年間で4.6%以上の職員の純減確保の取組等を示すなど、更なる行政改革の推進を示しています。

3 行財政改革大綱の必要性

本町の財政状況及び今後の財政見通し、国の三位一体改革や地方財政対策等の状況及び行政改革の方針を勘案すると、本町における行財政改革は緊急の最優先課題となっています。

新町まちづくり計画では、本町が目指すべき将来像として「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」を掲げています。その将来像実現のためには、合併効果を最大限に生かし、将来にわたり持続可能な財政基盤と住民満足度の高い行政体制が確立できるよう行政全般にわたる改革を行うことが急務です。住民の参画を得ながら行財政改革の着実な推進を図るためにも、その指針となる新温泉町行財政改革大綱が必要となっています。

第2 行財政改革大綱策定の方針

1 大綱の趣旨

新温泉町行財政改革大綱は、新町まちづくり計画及び総務省の「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」を踏まえて策定します。

2 策定の期間

合併効果を最大限に発揮させ、集中的に改革を行う必要があること及び総務省が平成22年4月1日における明確な達成目標の公表を求めていることを勘案し、計画期間は、平成18年度から平成21年度までの4年間とします。また、大綱に組み込まれなかったもの、あるいは今後生じる課題についても、その都度検討し実施していきます。

第3 本町の改革課題

1 住民と行政のパートナーシップ³の構築

分権型社会が進み、地方公共団体の自己決定権がますます拡大していくことに伴い、地域の様々な力を結集するとともに、政策形成や地域課題の解決を住民とともに担っていくことが重要になっています。住民が町政を身近に感じ、いっそう意見を反映させていくためには、これまで以上に住民が政策形成過程に参画する機会を拡大していくことが求められています。

一方、自治会、ボランティア、NPO⁴等の地域住民による自主的な活動に対する支援や活動場所の提供など、町としても活動主体との連携、協働を積極的に取組んできましたが、いっそうの連携、協働が求められています。

また、従来からある公共サービスについても、財政の悪化により、行政だけで行うことは困難になっています。このため、官民の役割分担を見直し、住民自らが地域課題を解決したり、行政と協働して公共サービスを提供するシステムを構築する必要があります。

2 健全な財政基盤の確立

本町の財政は、国からの地方交付税や国県からの補助金等に依存する財政構造となっており、三位一体改革等国の行財政改革により財源確保はより厳しさを増してきています。

一方、住民の多様化・高度化する行政ニーズは増大するとともに、合併協議に基づく様々な施策への対応など財政需要は増加しており、限られた予算の中で住民の満足度を高めていくことが求められています。

したがって、行政、民間、住民の適切な役割分担を明確化しながら事務事業の整理・効率化・合理化に努めるなど徹底した歳出の削減を図り、歳入面では、税収の一層の確保、受益者負担の適正化など自主財源の確保に努める必要があります。

歳出・歳入一体の改革を行い、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、効率的な行政運営を行い、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立しなければなりません。

3 合併に伴う課題の解決

合併に伴う旧町間の事務・事業の調整は、ほぼ完了していますが、使用料や補助金などの一部で、急激な変化を緩和する必要性から調整（一元化）が先送りされたものがあります。このことは、サービスや負担の公平性を損ない、住民に不公平感を与えることとなります。

このため、早急にサービスと負担の格差を是正し、行政の公平性を確保するとともに、住民の一体感の醸成を図る事業を実施するなど、住民全体が連携・協力してまちづくりを行う土壌づくりが必要です。

さらに、新町行政の全体像を把握したうえで、再度、事務・事業について、効

果や効率性の観点から、所期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業等を統合するなどの見直しを行うことが必要です。

4 組織・機構の整備と人事管理の適正化

住民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供するためには、職員の資質の向上と意識改革が必要です。行政課題に対応でき、経営感覚、政策立案能力を備えた職員を育成するとともに、人件費を抑制するためにも行政需要に対応した職員の適性配置が求められています。

さらに多様な住民ニーズや行政課題にスピーディに対応できるとともに、効率的で住民にわかりやすい体制・組織を整備することも必要です。

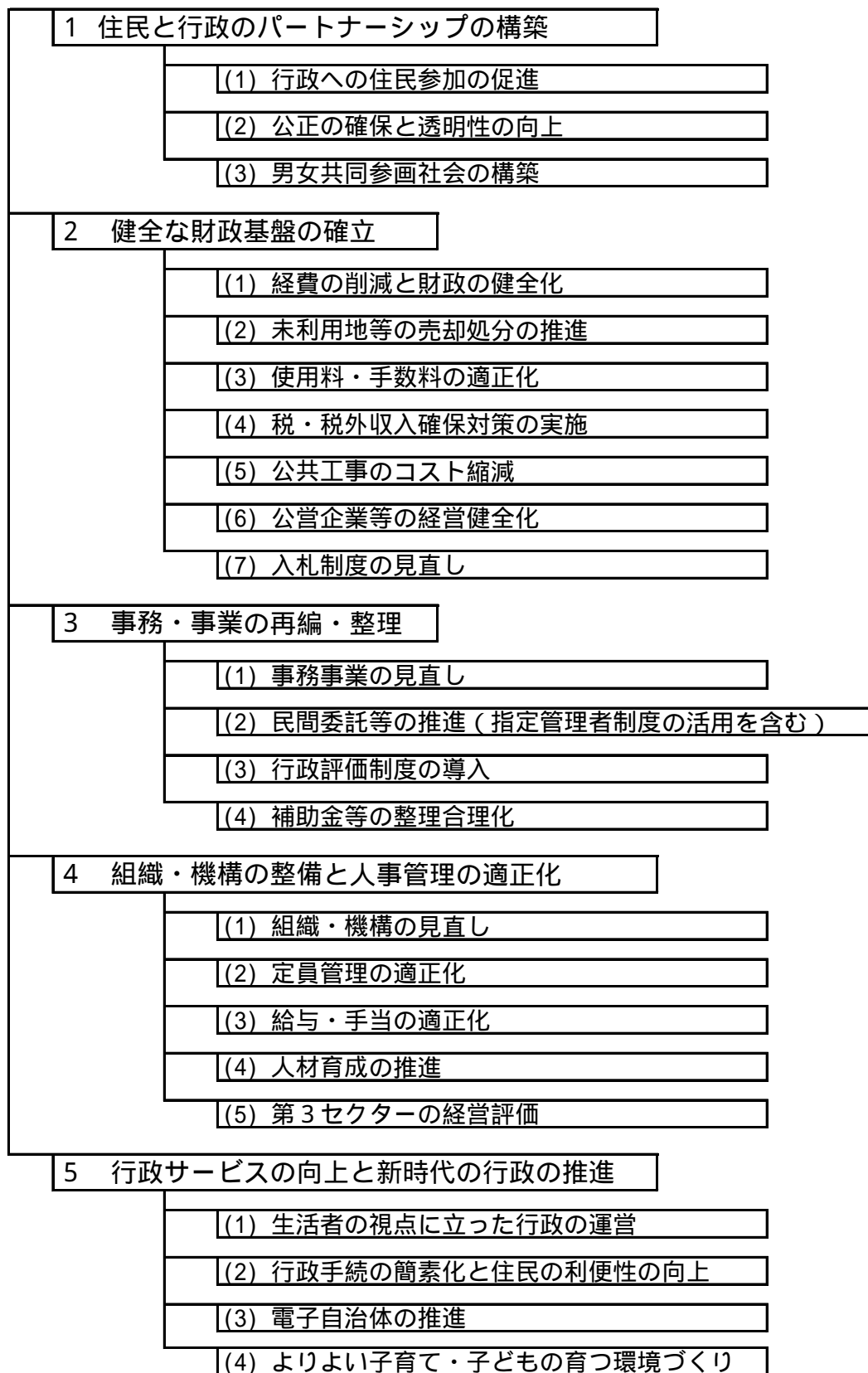
5 行政サービスの向上と新時代の行政の推進

本町が提供するサービスは住民のためであることを認識したうえで、住民ニーズを主体的に把握するとともに、住民の立場に立った的確でより質の高い行政サービス提供が求められています。

また、情報通信技術を活用して行政サービスを向上していくことが求められており、庁内の情報化による事務事業の効率化と高度化に加えて、地域情報化の推進による住民の利便性の向上と新たなサービス提供を実現することが必要です。

第4 改革推進事項

【 5つの基本目標・柱と重点項目 体系図 】



【 5 つの基本目標・柱と重点項目 内 容 】

1 住民と行政のパートナーシップの構築

住民が町政を身近に感じ、住民参加による公正で開かれたまちづくりを推進するために、住民と行政が相互に理解し、信頼しあう関係を深める必要があります。そのためには、これまで以上に住民が政策形成過程に参画する機会を拡大していくことが求められており、広報広聴機能の充実や行政の説明責任を果たし、住民の声を生かした行政運営を推進します。

(1) 行政への住民参加の促進

各種審議会・委員会等については、広く住民の意見を反映させられるよう委員の公募制の導入を実施します。各種計画策定にあたっては、ホームページ等を活用したパブリックコメント制度⁵を導入します。

また、住民と行政の役割を明確にしながら、参画と協働のまちづくりを推進するため、NPO組織の育成や自治会、婦人会及びボランティア団体等の支援を行うなど地域における住民の自主的・主体的な活動を支援します。

さらに、ボランティア精神が醸成できる環境を整えます。

(2) 公正の確保と透明性の向上

町政の公正性、透明性を確保するため、情報公開制度及び行政手続制度については、広報、ホームページ、CATV等を積極的に活用して制度の充実を図ります。

住民の視点に立ち、行政の情報が伝わりやすく、住民の意見が出しやすい仕組みを作り、行政の説明責任を果たします。

(3) 男女共同参画社会の構築

男女共同参画社会プランを策定し、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を構築するための取組を進めます。

2 健全な財政基盤の確立

(1) 経費の節減と財政の健全化

財政健全化への取組は、住民の理解と協力が不可欠であることから、財政計画や財政状況をわかりやすく公表していきます。

また、これまでの予算主義から成果主義へと意識の変革を促し、効率的な予算執行を行うため、枠配分方式の導入について検討します。経常経費の抑制にあたっては、各経費について真の行政が果すべき役割、目的、効果、手法についてゼロベースからの積算を行い、歳出構造を根本的に見直すとともに、投資的経費においてもコスト削減に取り組みます。総合計画に基づく実施計画と予算編成を有機的に結合し、スリムで計画的な財政運営と財源の重点配分による重点施策の推進に努めます。事業に必要な予算については、事業目的の達成に資するため、最も有利な財源の確保に努めます。

一般会計から特別会計への繰出金についても、精査の上、適正な額に見直し

ます。

(2) 未利用地等の売却処分の推進

公有財産の有効活用を検討するとともに、町保有の未利用地については売却処分を積極的に推進します。

(3) 使用料・手数料の適正化

各使用料・手数料は、合併前の事務調整で統一したもの、合併後5年をめぐりに統一するものなどさまざまです。行政サービスに対する受益者負担額の妥当性を点検し、公平性の視点から使用料、手数料等の負担の適正化に努めます。

(4) 税・税外収入確保対策の実施

税や使用料、手数料、負担金等は、納付者に対しての公平性と安定的な歳入の確保を図ることが重要です。啓発等による自主納付意識の高揚を図るとともに、効果的な徴収体制を整備して滞納整理の強化を行います。納付者の納付の利便性を高めながら町税をはじめ国民健康保険税、住宅使用料、保育料などの収納率の向上に努めます。

さらに、下水道事業への接続率の向上、CATV事業におけるインターネット等への加入を促進するなど収入確保を行うとともに、広告収入など新たな財源確保を検討します。

(5) 公共工事のコスト縮減

コストの縮減、環境問題に配慮した再生資材の使用、その他の事業との調整によるコスト縮減を実現できるよう取り組みます。

(6) 公営企業等の経営健全化

病院事業では、医師確保に努め、住民の健康や生命を守る地域の中核医療機関としての役割を守るよう努力します。また、経営基盤の強化、経営の効率化を踏まえつつ、医療サービス水準の向上を図る観点から、保健・医療・福祉の連携を強化し地域医療ニーズを把握して運営していきます。さらに、直面する課題解決のため、専門家や町民で組織する検討委員会を設置し、国保診療所を含めた医療体制について多角的に検討を行います。

水道事業については、公営企業の本旨を損なわないよう配慮しながら、積極的に民間的経営手法等の検討を行います。その検討結果を踏まえて、経営の仕組みを構築し、独立採算による経営を目指します。

また、下水道事業については、環境保全のための意識啓発を展開し接続率の向上を図るとともに、経常経費の縮減など経営改革を図ります。

(7) 入札制度の見直し

入札から契約までの事務の一元化、効率化を検討するとともに、地元業者の育成を考慮しながら競争原理を最大限に活用できる入札方法を採用し、経費の

節減を行います。

3 事務・事業の再編・整理

住民の多様化・高度化する行政ニーズは増大し、限られた予算の中で住民の行政に対する満足度を高めていくことが求められています。行政の果すべき役割、受益と負担の公平性の確保、行政評価制度の活用等により、行政、民間、住民の適切な役割分担を明確化しながら事務・事業の整理・効率化・合理化に努めます。

また、民間の技術やノウハウ等を積極的に活用していきます。

(1) 事務・事業の見直し

事務・事業全般について改めて見直します。事業は必要性効果等について評価し、住民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえて負担の見直しを行いながら事業の選択や集中化、経費の縮減を行います。類似事業は効率性や有効性の観点から整理・統合し、事務事業のスクラップ・アンド・ビルド⁶を進め、特に、イベントについては、同様の趣旨のイベントを統廃合するとともに、運営方法についても、住民・民間主導に移行を図るように促します。

また、的確で迅速、効率的な事務を執行するため、事務の徹底した合理化と平準化、事務処理におけるチェック体制の強化を行います。

(2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

民間活力の導入については、行政責任を十分考慮しながら、一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るために、民間委託や指定管理者制度⁷、PFI⁸などの活用を検討、実施していきます。

また、公の施設については、地方自治法の改正により、施設管理を民間に委託できるようになりました。各施設において指定管理者制度の導入が可能かどうか、事業コストの縮減や住民サービスの向上が図れるかどうかの検討を進めます。また、業務についても自治体からNPOを含めた民間へ委譲することでサービス向上が可能かどうかの検討を行います。

(3) 行政評価制度⁹の導入

町の事務・事業について計画を立てて実行し、その成果を共通の指標を用いて評価して、その結果に基づいて事業を見直し、次の計画に反映させるという行政評価システム手法の活用により、事務事業の整理合理化を進めます。

行政評価制度の導入については、平成20年度の本格稼働を目指し、平成18年度から試行します。また、外部評価導入について検討し、早期の実現を図ります。

(4) 補助金等の整理合理化

補助金は、町の基本施策を実現するための手段として、公益性が高い事業を対象に交付していますが、類似団体・事業に対する交付基準が異なっているなどの課題があります。経費負担のあり方、公益性、行政効果を検討して補助金交付基準を策定し、廃止も含めた見直しを行います。さらにサンセット方式¹⁰

(終期設定)の導入についても検討します。

また、財政援助団体の総点検を実施し、財政支出の見直しを行い、廃止や統合を含めた経営改善の方策について検討します。団体事務は、団体の自立を目指して、事務局を町から団体へと移行するよう努めます。

4 組織・機構の整備と人事管理の適正化

(1) 組織・機構の見直し

少子高齢化、社会経済情勢の変化などに対応し、新たな行政課題に効率的できめ細かな行政サービスを行うとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられ、住民から見てわかりやすいの組織・機構の整備と人員配置に努めます。

また、支所機能については、住民サービスの水準を維持することを基本にして見直しを行い、本庁業務との整合性を図ります。

(2) 定員管理の適正化

職員定数については、総務省の定める類似団体等職員数や定員モデルなどに基づいた見直しを行い、定員適正化計画を策定します。その適正管理を行いながら事務事業の整理・合理化を図り、適正な職員数を目指します。具体的には、計画による職員数にするため、勧奨退職制度を推進するとともに、計画的な職員数の抑制に取組み、平成22年度までに平成17年10月1日と比較して全体で9.6パーセント、36人の削減を目指します。

さらに、定員外職員についても、その必要性や配置基準等を見直します。

(3) 給与・手当の適正化

給与については、国及び他の地方公共団体の職員、県内民間事業の従事者との均衡を図ることを基本とし、地域の実情を考慮して見直しを行います。また、諸手当について総点検を行います。

管理職を対象にした新たな人事考課制度を導入し、職員の業績と連動させた人事・給与の制度へ拡大します。

(4) 人材育成の推進

住民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供するためには、職員の資質の向上と意識改革が必要です。人材育成基本方針を策定して、住民と共に考え、新たな行政課題に住民と協働して積極的に取り組む職員の育成を推進するとともに、積極的な人材活用を行います。

さらに、職員の能力開発のための自己研さんを支援し、計画的な職員研修制度を構築して、政策立案能力などの専門知識や幅広い視野を持った職員の育成を図ります。

(5) 第3セクターの経営評価

第3セクターについては、行政評価の視点を踏まえた点検・評価を行い、より高い事業効果と経営健全化を図ります。また、経営状況、公的支援等について住民に対する情報公開に努めます。

5 行政サービスの向上と新時代の行政の推進

社会情勢や住民ニーズの変化を的確に把握し、住民の立場に立ったより質の高い行政サービス提供を推進します。

(1) 生活者の視点に立った行政の運営

住民の参画と協働によって、まちづくりの指針となる総合計画をはじめ、次世代育成計画、健康増進計画、防災計画などの計画を策定し、将来を展望し、住民の視点に立った行政運営を行います。

あらゆる分野で暮らしに密着した生活基盤向上のためのサービス提供に努めます。図書館は広域連携サービスの活用などにより、効率的運営とサービスの向上を実現します。

また、国際規格ISO14001¹¹に準じて環境マネジメントシステムやごみの減量化をはじめとする環境に配慮した取組を積極的に推進します。

(2) 行政手続きの簡素化と住民の利便性の向上

申請書等の様式等を見直し、押印の廃止など申請手続きの簡素化を図ります。

窓口業務については、各種申請業務について費用対効果を十分に検証した上で、電子申請システムの導入を推進します。住民の利便性の向上の観点から、時差出勤などにより業務の延長を検討します。

(3) 電子自治体の推進

行政情報化の推進にあたっては、情報の共有化とペーパーレス化を行い、一層の行政事務の効率化・合理化を進めます。併せて、情報に対する職員のスキル、管理意識の向上、個人情報保護等セキュリティの強化を図ります。

また、情報化基本計画を策定し、情報の地域間格差を解消するため、CATV事業など情報通信基盤設備の整備を推進するとともに、既存の施設の有効活用に努めます。

(4) よりよい子育て・こどもの育つ環境づくり

少子化が顕著に進行する中で、少子化対策を緊急かつ重要課題としてとらえ、安心して子どもを産み、安全に子どもを育てられ、健やかに子どもが育つ環境づくりを目指して、保育・教育環境整備を住民と協働して進めます。

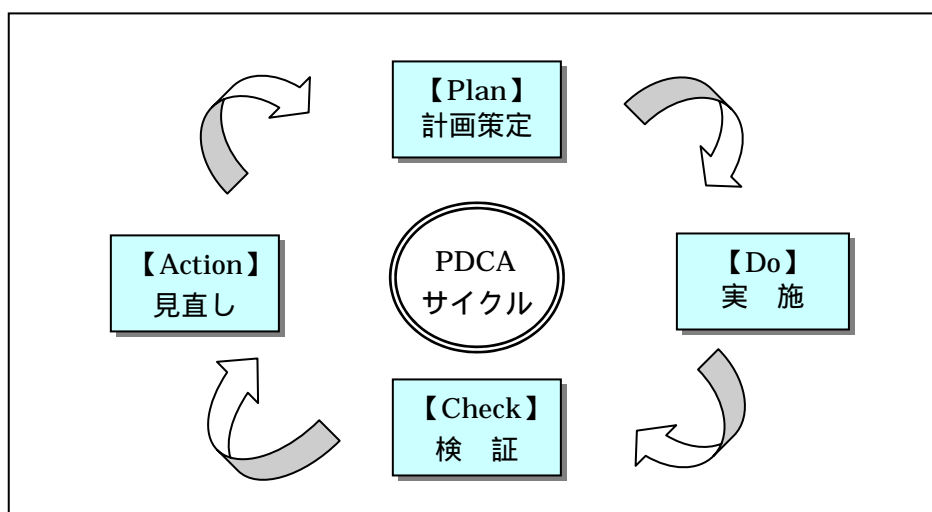
第5 推進体制と進行管理

1 実施計画の策定

本大綱の構想達成に向けた改革施策の着実な推進を図るため、4カ年を計画期間とする実施計画を策定します。実施計画については、毎年度、その進捗状況や効果等の検証を行うとともにローリング方式¹²による管理を行います。

2 推進体制と進行管理

行財政改革の推進にあたっては、行財政改革推進本部を中心に全庁的に取組みます。実施計画については、計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check） 見直し（Action）のサイクルを確立します。



(1) 行財政改革推進本部

行政全体で一体的に行財政改革を推進していくため、町長を本部長とする行財政改革推進本部により全庁的に行財政改革の推進を図ります。同本部は、毎年度、行財政改革大綱及び実施計画の進捗状況を調査、点検し、各課並びに関係職員に助言、指示等を行うとともに、改革目標達成に向けての進行管理を行います。

(2) 行財政改革推進委員会（有識者及び公募の委員の15名以内からなる住民組織）

行財政改革の進捗状況や新たな改革に向けての意見の提出など、住民の立場から行財政改革の実施状況を検証します。また、必要に応じて担当課長等の意見を聴くほか、町長に建議します。

(3) 進捗状況の公表

実施計画を着実に推進するため、その進捗状況を行財政改革推進委員会に報告するとともに、広報、ホームページ等を通じて広く住民に公表し、住民からの幅広い意見・提案を聴くことに努め、行財政改革に反映させていきます。

(4) 大綱の見直し

今後の社会経済情勢の変化に伴い、新たに顕在化する行政課題等に柔軟かつ迅速に対応するため、期間内においても必要に応じて大綱の見直しを行います。

1 用語解説

¹スケールメリット

町合併の場合は、町村が一定の人口規模に拡大することで、組織や業務の効率化が図られ、人件費や委託経費など歳出面における経費が節減できる効果のことをいう。

²三位一体改革

地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で、自主的、効率的に選択する幅を拡大するため、国庫補助負担金を削減し、代わりに財源を地方に委譲するとともに、地方交付税を見直すという3つの改革を同時に行うもの。

³パートナーシップ

対等で協力的な関係、協働関係のことをいう。

⁴NPO (Non - Profit Organization 民間非営利団体)

営利を目的とせず、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全などさまざまな課題に住民が自主的、自発的にボランティア活動や社会貢献活動を行う団体。非営利とは、利益がでてても団体のなかで分配せず、次の活動のために使うという意味。(NPO法 平成10年3月成立)

⁵パブリックコメント

住民と行政のパートナーシップを推進するための取組の一つで、町の基本的な政策等の策定にあたり、その趣旨、目的、内容を公表し、これに対する住民からの意見、情報、専門的知識の提出を受け、出された意見の概要と町の考え方を公表する一連の手続のこと。

⁶スクラップ・アンド・ビルド

組織・事業の拡大を抑制するため、組織・事業の新設の場合には、それに相当するだけの既存組織・事業を廃止すること。

⁷指定管理者制度

従来、地方公共団体の公の施設の管理は、委託の方式で町の一定の出資法人、公共団体及び公共的団体しか委託できなかったが、地方公共団体の指定を受けた指定管理者が特定の権限の付与も含め、管理を代行する制度。株式会社等の民間事業者、NPO法人、ボランティア団体等でも行える。(地方自治法 平成15年6月改正)

⁸PFI (Private Finance Initiative 民間資金等活用事業)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営ノウハウ及び技術的能力を活用して行う手法。国や地方公共団体等が直接実施するよりもコストの削減、より質の高い公共サービスの提供が図れる場合がある。(PFI法 平成11年7月成立)

⁹行政評価

行政が実施する事業や施策について、その実施状況や成果の評価を行い、必

要性や有効性等を分析する制度。これにより、計画の進行管理や事務事業の見直しなどに活用できる。

¹⁰サンセット方式

終期を設定し、評価の上、継続と判断されない限り自動的に廃止させる制度のこと。

¹¹ISO14001

事業活動の中で排出されるゴミや消費される紙、電気などを減らすためのマネジメントの仕組みを事業者自らが作り、環境に与える負荷の軽減に向けて、それを適切に運用していると認められた場合に取得できる環境の国際規格。

¹²ローリング方式

中長期の行財政計画等の実施過程で、計画と実績との間の相違を毎年チェックし、食い違いが生じた場合には実績に合わせて計画を実施し、計画目標の達成を図る方式。